○福島地方水道用水供給企業団金庫管理規程

平成 15 年 3 月 13 日 管 理 規 程 第 9 号

改正 令和元年10月1日管理規程第3号

(趣旨)

- **第1条** この規程は、 金庫の管理について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 金庫とは、別表に掲げるものをいう。

(金庫管理者)

- 第3条 金庫を管理するため、金庫管理者を置く。
- 2 金庫管理者は、福島地方水道用水供給企業団会計規程(平成 15 年管理規程第8号)第2条に規定する企業出納員(以下「企業出納員」という。)のうち総務課長が当たるものとする。

(金庫管理者の職務)

第4条 金庫管理者は、金庫の保全、鍵の保管、保管金品の出納及びその他金庫の管理について適正確実にその事務を行わなければならない。

(金庫の保管金品)

- **第5条** 金庫管理者は、次の各号に掲げるもののほかは、金庫に保管してはならない。
 - (1) 公金(小切手を含む。)
 - (2) 有価証券
 - (3) 保管することについて金庫管理者の承認を受けたもの

(委託及び保管)

- **第6条** 金庫を管理していない課にあっては、金庫を管理している金庫管理者にその保管を委託することができる。
- 2 金庫管理者は、前項の規定により保管の委託請求があった場合には、特別の事 由がない限りこれを拒んではならない。

3 金庫管理者は、保管を受ける金品が確実に包装され、かつ、封印されたもののほか、保管の委託を受けてはならない。ただし、金庫管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(金庫の開閉扉)

- 第7条 金庫管理者は、保管金品の出納の必要に応じ、扉を開閉するものとする。
- 2 金庫の開扉に当たっては、異状の有無を点検し、異状を発見したときは、直ち に企業長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 金庫の閉扉の場合においては、確実に施錠し、かつ、安全を確認しなければな らない。

(鍵の保管等)

- **第8条** 金庫管理者は、金庫の鍵を常時携帯する等の方法により安全かつ確実に保 管しなければならない。
- 2 金庫の予備鍵は、金庫管理者が安全かつ確実に保管し、前項の鍵が使用できない場合において、金庫の使用に支障がないようにしなければならない。
- 3 金庫管理者に異動があったときは、遅延なく鍵の引き渡しを行い、新たな金庫 管理者は、速やかに暗証番号等を変更しなければならない。
- 4 金庫管理者は、暗証番号等を企業出納員のほか、これを知らせてはならない。 (金庫の保全)
- **第9条** 金庫管理者は、常に金庫の保全に努め、故障を生じたとき、又は異状を発見したときは、直ちに企業長に報告し、修復の手続を行い、金庫の使用に支障がないようにしなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日管理規程第 3 号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

製造番号	所	管	課	
0377212	総	務	課	